

## 川崎市立高等学校開放講座開設要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校（以下「講座開設校」という。）が開設する講座（以下「開放講座」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 開放講座は次の各号を目的として実施する。

- (1) 講座開設校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放し、高校に対する地域住民の理解と交流を深める。
- (2) 開かれた高校の実現を目指して、地域や社会に開かれた学習・文化活動の場を提供する。

### (開放講座の決定)

第3条 開放講座の実施内容は、講座開設校が企画し、川崎市教育委員会学校教育部指導課（以下「教育委員会」という。）に実施計画書を提出することによって、その承認を得るものとする。

### (受講者)

第4条 開放講座の受講対象者は、川崎市内在住又は在勤の15歳以上の者とする。

- 2 教育委員会及び講座開設校は、開放講座の実施に先立って、講座内容を公表の上、参加者を募るものとする。
- 3 開放講座の定員は、講座開設校の開放する施設・設備等の収容範囲内で定める。ただし、定員を超える申込みがあった場合は、抽選を行うものとする。

### (講座内容)

第5条 開放講座の実施内容は、講座開設校の有する専門的な教育機能のうち、地域住民の学習ニーズに応えることのできるもので、次の各号の開放講座例を参考として決定することとする。

- (1) コンピュータの知識・技術に関するもの
- (2) 郷土史、文化、一般教養（外国語の学習等）等に関するもの
- (3) 政治、経済、法律、福祉、時事問題等に関するもの
- (4) 職業、技術、生産等に関するもの
- (5) 家事、消費生活、生活設計等に関するもの
- (6) 趣味、体育、レクリエーション等に関するもの
- (7) その他、高校の特色を生かしながら、地域住民の学習ニーズに応えられるもの

(講師)

第6条 講座開設校は、開放講座を担当する講師（以下「開放講座講師」）を自校の教職員、教職員OB又は外部講師の中から依頼する。

(開設上の留意点)

第7条 講座開設校は、開放講座の開設にあたって、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 開放講座は原則として1回2時間を単位とし、2回以上の講座を開設する。ただし、実施回数は開設時期に応じて調整できるものとする。
- (2) 参加料については無料とする。ただし、教材費・傷害保険料等については実費を徴収することができる。
- (3) 開設会場は、原則として講座開設校の施設・設備又は公共性のある場所を利用して実施する。
- (4) 開設期間は当該年度内（4月1日から翌年3月31日まで）とする。
- (5) 開放講座講師は、学習内容に応じて、講義・討議・実習等の効果的な方法で講座を実施することとする。

(経費)

第8条 開放講座開設に係る経費については、市の予算の範囲内で、実施計画書及び実施報告書に基づき支出する。

2 支出の費目については、講師等謝礼、消耗品費、郵便料、旅費等とする。

(受講者の負担)

第9条 受講者は、故意又は過失により、施設・設備を滅失若しくは著しく破損し、又は他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

2 受講中に生じた自損事故等の責任は、受講者本人が負う。

3 教材費や保険料等の実費については、受講者が負担する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 講座開設校は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）に従い、条例に規定する個人情報（以下「個人情報」）について、適正な取り扱い及び維持管理を行わなければならない。

2 開放講座講師は、開放講座の運営にあたり知り得た個人情報について、次の各号に留意しながら、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置をとることにより、適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を目的以外に利用しない。
- (2) 個人情報を第三者に提供しない。
- (3) 個人情報を複製しない。
- (4) 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は講座開設校の保有個人情報管理責任者が行う。
- (5) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は、速やかに講座開設校の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従う。

(実施報告)

第11条 開放講座講師は、事業終了後、実施報告書等を教育委員会に提出するとともに、教育委員会の求めに応じて、実施した開放講座の活動報告を行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要項の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市立高等学校開放講座開設要項は廃止する。